

## 第 8 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第6号市町村等の欄中「熊本市」の次に「、八代市」を加え、同表第13号市町村等の欄中「宇城市、合志市、美里町、玉東町」を「宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町」に、「長洲町、大津町、菊陽町」を「長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村」に改め、「相良村」の次に「、球磨村」を加え、同表第26号事務の欄中「(3)までに掲げる事務にあつては、」の次に「老人居宅生活支援事業のうち」を加え、「又は地域密着型介護予防サービス費」を「若しくは地域密着型介護予防サービス費」に、「老人居宅生活支援事業」を「事業、第1号訪問事業又は第1号通所事業」に、「又は介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る」を「若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者又は第1号通所事業を利用する」に改め、同表第28号事務の欄中「第2条第10項」を「第2条第9項」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第28号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為（いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。）は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたこと等に伴い、関

係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。